○総務省令第二十六号

特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）附則第五条第二項第二号の規定に基づき、特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

総務大臣　野田　聖子

特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令の一部を改正する省令

特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令（平成二十八年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法附則第五条第二項第二号に規定する総務省令で定める電気通信設備） **第一条**　［略］ 一　電磁的記録として記録された情報について複製（電磁的記録によるものに限る。）を作成し、及び記録し、並びに災害その他の事情により当該情報の利用に支障が生じた場合において当該複製を電磁的方法により提供するための電気通信設備であって、次に掲げるもの ［イ　略］ ロ　通信プロトコルにより符号を交換又は分配する電気通信設備（イに掲げる電気通信設備と同時に設置されるものに限る。） ［削る］ ハ　イに掲げる電気通信設備に電力を供給する装置（当該電気通信設備と同時に設置されるものに限る。） 二　電磁的記録として記録された情報を電磁的方法により提供するための電気通信設備のうち、主として当該電気通信設備が設置される都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県において当該情報の提供を受ける者にその提供を行うためのものであって、次に掲げるもの イ　サーバ用の電子計算機 ロ　通信プロトコルにより符号を交換又は分配する電気通信設備（イに掲げる電気通信設備と同時に設置されるものに限る。） ハ　イに掲げる電気通信設備に電力を供給する装置（当該電気通信設備と同時に設置されるものに限る。） 三　前二号に掲げるもののほか、電磁的記録として記録された情報を電磁的方法により提供するための電気通信設備であって、次に掲げるもの ［イ　略］ ロ　通信プロトコルにより符号を交換又は分配する電気通信設備（イに掲げる電気通信設備と同時に設置されるものに限る。） ［削る］ ハ　［略］	（法附則第五条第二項第二号に規定する総務省令で定める電気通信設備） **第一条**　［同上］ 一　電磁的記録として記録された情報について複製（電磁的記録によるものに限る。）を作成し、及び記録し、並びに災害その他の事情により当該情報の利用に支障が生じた場合において当該複製を電磁的方法により提供するための電気通信設備であって、次に掲げるもの ［イ　同上］ ロ　イーサネットスイッチ（電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の四第一項第十号に規定するイーサネットスイッチをいう。次号において同じ。）（イに掲げる電気通信設備と同時に設置されるものに限る。） ハ　ルータ（電気通信事業法施行規則第二十三条の四第一項第十一号に規定するルータをいう。次号において同じ。）（イに掲げる電気通信設備と同時に設置されるものに限る。） ニ　非常用電源装置（非常用発電機又は無停電電源装置から構成され、通常受けている電力の供給が停止した場合において当該非常用発電機又は当該無停電電源装置が設置された施設に電力を供給する装置をいう。）であって、イに掲げる電気通信設備に電力を供給するもの（当該電気通信設備と同時に設置されるものに限る。） ［新設］ 二　前号に掲げるもののほか、電磁的記録として記録された情報を電磁的方法により提供するための電気通信設備であって、次に掲げるもの ［イ　同上］ ロ　イーサネットスイッチ（イに掲げる電気通信設備と同時に設置されるものに限る。） ハ　ルータ（イに掲げる電気通信設備と同時に設置されるものに限る。） ニ　［同上］